

## 就学援助制度のご案内

～お子さんが安心して勉強できるように応援します～

お子さんが小・中学校に通学することを経済的に支援する制度として、「就学援助制度」があります。この制度は、学用品などの必要な費用を町が補助し、お子さんが安心して通学できるよう応援するためのものです。

### 1 以下のような場合は、制度の対象となります。

- ・町民税や事業税、固定資産税などが減免されている
- ・国民年金・国民健康保険の保険料が減免されている
- ・児童扶養手当の支給を受けている
- ・生活福祉資金の貸付を受けている
- ・病気・災害等により生活が苦しい
- ・保護者が失業中であつたり、職業が不安定なため、生活が困難である
- ・学年費、給食費等の納入が困難である

### 2 申請の手順

- ①ご希望がありましたら、各学校、または学級担任にご連絡ください。申請に必要な書類をお渡しします。
  - ・直接学校にご連絡いただくか、オクレンジャーの配信に返信ください。
  - ・学校に連絡いただく場合は、教頭、または事務担当者がお聞きします。
 ※申請はいつでもできます。ただし、補助が支給されるのは申請をいただいた月からとなりますので、希望される方は早めにお申し出ください。
- ②提出いただいた書類を元に学校から教育委員会に申請を行います。
- ③町の教育委員会で審査し、認定の可否を決定します。

#### ご注意ください!!

すでに認定となっているご家庭でも、毎年申請の手続きが必要です。忘れずにお申し出ください。

※認定の結果は、7月上旬頃、教育委員会からそれぞれのご家庭に直接連絡させていただきます。

※お子様おひとりにつき一枚ずつ提出をお願いします。

### 3 令和5年度に補助された内容

	給食費 (全員対象)	学用品費 (全員対象)	新入学学用品費 (1年生のみ)	修学旅行費 (小6、中3のみ)	オンライン学習 通信費
小学校	無償化しました	11,630	54,060	中央小 22,690 北小(R4年度) 19,784	月額 1,000 上限 12,000
中学校	無償化しました	22,730	63,000	53,389	月額 1,000 上限 12,000

※これらの補助は7月、12月、3月の年3回に分けて支給されます。

※令和6年度は補助金額が変更になることがあります。

※通信費は、令和2年度より補助対象費目に追加されました。

※令和6年3月に新入学学用品費を申請された方は、今回必ず申請してください。

### 4 その他

①申請にあたって、ご家庭の詳しい状況を教えていただくこともありますが、プライバシーの保護には十分注意します。

また、教育委員会および学校は、手続きの際に知った情報を他へ漏らす事はありません。

②援助を希望するご家庭は誰でも申請できます。

認定は町教育委員会の審査によりますが、まずは、遠慮なく申請してみてください。

③その他ご不明な点等ありましたら、教育委員会または学校までお問い合わせください。

#### 準要保護世帯とは、

- ・町民税や事業税、固定資産税などが減免されている
- ・国民年金・国民健康保険の保険料が減免されている
- ・児童扶養手当の支給を受けている
- ・生活福祉資金の貸付を受けている
- ・病気・災害等により生活が苦しい
- ・保護者が失業中であつたり、職業が不安定なため、生活が困難である
- ・学年費等の納入が困難である

このような状況にあり、学校を通じ申し出があつた世帯に対し教育委員会で審査を行い決定します。

松川町教育委員会  
こども課：片桐  
電話 36-7023

松川町立松川中央小学校  
教頭：岡庭 英貴  
事務職員：西尾 由章  
電話 36-2204